

石岡市企業管理告示第13号

一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月15日

石岡市長 谷 島 洋 司

1 入札に付する事項	
件名	令和5年度 小幡配水管布設測量設計業務委託
履行場所	石岡市 小幡 地内
業務概要	「積算資料」のとおり ※入札情報サービス（PPI）より閲覧すること。
履行期間	契約日の翌日から令和6年2月29日まで
予定価格	金8,420,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	設定する。 最低制限基本価格 金6,610,000円（消費税及び地方消費税を含まない） （上記基本価格にランダム係数を乗じて最低制限価格を算出） （石岡市ホームページ内「石岡市建設コンサルタント業務の最低制限価格決定等に係る事務処理要領（令和4年石岡市告示第101号）」参照）
入札保証金	免除
契約保証金	要する（契約金額の1/10以上の額とする。）ただし、利付国債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
発注担当課	生活環境部 水道課

2 競争入札参加資格	
入札における競争入札参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件及び個別の入札公告に指定された要件を全て備えている者とする。	
所在地要件	石岡市内に本店を置き継続して2年以上経過していること。
競争入札参加資格 (1)	(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

	<p>(2) 石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱(平成17年石岡市訓令第15号)に基づく指名停止を受けていないこと。ただし、指名停止期間は当該入札の審査日を基準とする。</p> <p>(3) 石岡市建設工事暴力団等排除対策措置要綱(平成17年石岡市訓令第89号)に基づく指名除外等の措置を受けていないこと。また、同要綱第5条に該当する行為も禁止する。</p> <p>(4) 石岡市の市税が課税対象となっている場合、当該入札参加申請時に当該市税を完納していること。ただし、公告日現在で納期限が到来しているものに限る。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。</p>
競争入札参加資格 (2)	<p>(1) 令和5・6年度石岡市建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請の有資格者名簿に登録されており、測量において希望を提出していること。</p> <p>(2) 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による測量業者としての登録を受けていること。</p>
同時落札制限	なし

3 設計図書等の閲覧	
(1) 閲覧期間	公告日から令和5年9月14日(木)午後5時まで
(2) 閲覧方法	入札情報サービス(PPI)よりダウンロードすること。

4 質疑及び回答	
(1) 受付日時	公告日から令和5年8月30日(水)午後5時まで
(2) 提出先及び方法	<p>質疑をする場合は、入札情報サービス(PPI)又は石岡市ホームページから様式をダウンロードし、下記の電子メール又はファクシミリ番号へ送信すること。送信後、下記の電話番号へ送信の確認をすること。なお、持参又は郵便(一般書留又は簡易書留)による提出も認める。</p> <p>生活環境部 水道課 電子メール suidou@city.ishioka.lg.jp ファクシミリ番号 0299-43-1119 電話番号 0299-43-1118</p>

(3) 回答日時及び方法	令和5年8月31日(木)までに、質疑者に回答するとともに、石岡市ホームページに掲載する。
--------------	--

5 入札参加申請 本入札に参加するものは、次の方法により参加申請をしなければならない。	
(1) 申請方法	電子入札システムによる。 ただし、電子入札システムによる申請がし難い場合には、「紙入札方式参加届出書」を提出し、石岡市の承認を得た場合のみ参加を認める。
(2) 申請期間	令和5年8月16日(水) 午前9時から 令和5年8月31日(木) 正午まで 開庁日のみ(土・日・祝日を除く) (平日の開庁時間：午前8時30分～午後5時15分)
(3) 入札参加申請時の添付書類	電子入札システムにより電子ファイル(ダミーファイル)を提出すること。紙入札方式参加届出書の提出方法は、日本郵便株式会社(郵便局)が扱っている郵便(一般書留又は簡易書留)による提出、電子メールによる提出、ファクシミリによる提出、若しくは持参による提出のいずれかの方法とする。 提出先 郵便番号315-0116 茨城県石岡市柿岡648番地2 石岡市役所 生活環境部 水道課 電子メール suidou@city.ishioka.lg.jp ファクシミリ番号 0299-43-1119 電話番号 0299-43-1118

6 入札方法等	
(1) 入札方法	電子入札システムによる。 ただし、電子入札システムによる入札がし難い場合は、書面による入札書の提出(以下「紙入札」という。)ができる。 提出方法は、日本郵便株式会社(郵便局)が扱っている郵便(一般書留又は簡易書留)による提出、若しくは持参による提出のいずれかの方法とする。 また、紙入札の場合、石岡市が指定する様式「入札書(紙入札用)」を使用し、「くじ番号」を記入のうえ、記名をすること。「くじ番号」の記入が無かった場合には「000」として扱うものとする。

<p>(2) 入札書の受付期間</p>	<p>令和5年9月1日(金) 正午から 令和5年9月13日(水) 午後5時まで 開庁日のみ(土・日・祝日を除く) (平日の開庁時間: 午前8時30分～午後5時15分)</p>
<p>(3) 紙入札の書類提出先</p>	<p>・郵便(一般書留又は簡易書留)による提出の場合 郵便番号315-0116 茨城県石岡市柿岡648番地2 石岡市役所 生活環境部 水道課 あて (ポストに投函はしないでください。郵便局の窓口にお出しください。)</p> <p>・持参による提出の場合 茨城県石岡市柿岡648番地2 八郷水道事務所 2階 水道課事務室 ※封筒の作成方法は別紙「封筒の入れ方」を参照。</p>
<p>(4) 入札書の受付期間終了までに提出する書類</p>	<p>電子入札・紙入札共通</p> <p>ア 誓約書(入札様式集よりダウンロードをすること。年度初めの入札時に提出すること。一度の提出により、当年度内における入札での提出は不要とする。また、複数の案件に応札する場合でも、1枚の提出とする。) (※押印は不要。)</p> <p>提出方法は、日本郵便株式会社(郵便局)が扱っている郵便(一般書留又は簡易書留)による提出、電子メールによる提出、ファクシミリによる提出、若しくは持参による提出のいずれかの方法とする。</p>
<p>(5) その他</p>	<p>ア 入札回数は1回とする。</p> <p>イ 紙入札による郵送方法は、「一般書留」、「簡易書留」のいずれかによること。</p> <p>ウ 紙入札による入札書(添付書類を含む)は、受付期間内に、水道課に必着とする。</p> <p>エ やむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。</p> <p>オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。</p> <p>カ 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。</p>

7 入札（開札）	
(1) 入札（開札）日時	令和5年9月15日（金）午前10時10分
(2) 入札（開札）場所	石岡市役所 八郷水道事務所 2階 会議室 茨城県石岡市柿岡648番地2
(3) 入札（開札）の立会い	<p>開札の際の立会いを希望する場合は、「入札（開札）立会い希望申請書」を生活環境部水道課へファクシミリで送信すること。但し、立会いが出来るものは当該入札案件の入札参加者のみとする。</p> <p>申請書の提出期限：令和5年9月14日（木）午後3時まで</p> <p>ファクシミリ番号 0299-43-1119</p> <p>なお、会場の都合により、立会は1社1名とする。</p> <p>入札参加者が立会いできない場合は、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により、当該入札事務に関係のない職員が立ち会うこととする。</p>
(4) 入札結果の公表	落札決定後（事後審査後）に、入札情報サービス（P P I）にて入札結果を掲載する。

8 落札候補者の決定	
(1) 開札後、落札決定を保留した上で、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。	
(2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。	
※いばらき電子入札共同利用＞F&A（よくある質問）＞電子入札システム【全般】を参照	

9 落札候補者の事後審査	
(1) 提出期限	落札候補者通知があった日の翌日まで（※ただし、翌日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその翌日とする。）
(2) 提出書類及び方法	<p>ア 一般競争入札参加申請書（※押印は不要。）</p> <p>イ 一般競争入札参加申請資料</p> <p>ウ 「測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者としての登録を受けていること。」が確認できる書類（許可証の写しなど）</p>
(3) 提出方法	提出方法は、電子メールによる提出、ファクシミリによる提出、若しくは持参による提出のいずれかの方法とする。
(4) 事後審査方法	提出された上記書類ア・イ・ウにより審査する。

10 落札者の決定方法（事後審査型入札）
（１）競争参加資格を証明する書類により，落札候補者について競争参加資格の審査を行う。
（２）競争参加資格審査の結果，競争参加資格があると認められたものを落札者とする。
（３）競争参加資格審査の結果，競争参加資格がないと認められた場合には，次点の最低の価格の申込みをした者を落札候補者とし，この者につきあらためて競争参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。
11 入札の無効
以下に該当する入札は無効とし，無効の入札を行った者を落札者としていた場合には，落札決定を取り消す。
（１）競争入札参加資格がないと認められた者の入札（明らかに入札参加資格要件を満たしていない者がした入札は開札を行わず失格とする。）
（２）提出書類に虚偽の記載をした者の入札
（３）談合等，公正な入札を害する行為又はその疑いが払拭できないとされた場合の入札
（４）入札書が２通以上提出された入札
（５）入札時の添付書類に不備があった入札
（６）公表した予定価格を上回る金額での入札
（７）入札公告に定める期日までに水道課に到着しなかった入札書を提出した者の入札
（８）入札価格を訂正した入札書を提出した者の入札
（９）金額欄の不明確な記載及び訂正等をした入札
（１０）紙入札の場合において，封筒（外封筒を除く）に件名の記載がない入札書を提出した者の入札
（１１）参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係が存在する場合の入札 ア 資本関係において，親会社と子会社の関係にある場合 イ 資本関係において，親会社を同じくする子会社同士 ウ 人的関係において，一方の会社の役員が，他方の会社の役員を現に兼ねている場合 エ 人的関係において，一方の会社の役員が，他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 オ その他上記アないしエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
（１２）前各号のほか入札公告又は石岡市の契約に関する規則等の入札条件に違反し

た入札

12 その他

- (1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるものとする。
- (2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。